

経済活動の特別認可証に関する  
2001年2月1日付モンゴル国法律（新版）  
〔仮訳〕  
2015年最終改正

目次

- 第1章 総則
- 第2章 特別認可証の授与、停止及び失効
- 第3章 その他の規定

第1章 総則

第1条 法律の目的

- 1 この法律の目的は、公共利益、人の健康、環境若しくは国の安全に損害をもたらす可能性のある特定の条件又は先端的専門技能を必要とするいくつかの経済活動に従事するのについて特別認可証を授与し、停止し、又は失効させることと関連する関係を調整することに存する。

第2条 経済活動の特別認可証に関する法令

- 1 経済活動の特別認可証に関する法令は、民法及びこの法律並びにこれらの法律に適合させて発布した法令のその他のアクトによりこれを構成する。
- 2 モンゴル国の国際条約にこの法律の定めと別段の定めのある場合には、国際条約の定めを遵守する。
- 3 土地及び自然資源を利用することと関連して授与する認可証は、土地に関する法律、地下に関する法律、特別保護を伴う土地領域に関する法律、野生植物に関する法律、動物に関する法律、森林に関する法律、水に関する法律、希少動物及び植物並びにそれらに由来する財物の対外取引を調整することに関する法律、鉱物に関する法律、核エネルギーに関する法律並びに遺伝子組換え生物に関する法律により、これをそれぞれ調整する。

第3条 法的術語

- 1 この法律において使用される次の術語は、これを次の意義のように理解する。
  - (1) 「経済活動の特別認可証」（以下「特別認可証」という。）とは、所定の期間、条件及び要求に従い特定種類の経済活動に従事しこれを展開する権利を個人、営利法人及び非営利法人に対し権限を有する機関が授与した公式文書をいう。
  - (2) 「特別認可証保有者」とは、特定種類の活動に従事するために権限を有する機関から特別認可証を取得した者をいう。

第2章 特別認可証の授与、停止及び失効

第4条 特別認可証の内容

- 1 特別認可証には、次の事項を表示する。
  - (1) 特別認可証を授与した機関の名称
  - (2) 特別認可証保有者の名称及び所在地
  - (3) 従事する経済活動の種類
  - (4) 特別認可証の期間
  - (5) 特別認可証により従事する経済活動に対し課すべき条件及び要求
  - (6) 特別認可証の番号並びに授与した年、月及び日
  - (7) 特別認可証を授与した機関の権限を有する公務員の署名及び印章（スタンプ）

#### 第5条 特別認可証の適用範囲

- 1 特別認可証を必要とする経済活動を個別に定めた場合には、関係する領域において展開する。
- 2 特別認可証を必要とする以外の種類の経済活動は、法令及び基準要求に適合させ、税務機関における登記のみに基づいて、自由にこれに従事することができる。
- 3 法律所定以外の場合において、特別認可証は、これを他人に売却し、贈与し、又は担保とする等により移転することができない。
- 4 特別認可証を必要とする活動に従事する権利は、この法律に定めたところに従い特別認可証を取得した日から生ずる。

#### 第6条 特別認可証の期間及びその延長

- 1 法律に別段の定めのある場合を除き、特別認可証は、これを3年以上の期間で授与する。
- 2 法律に別段の定めのある場合を除き、特別認可証は、最初に授与した期間を下回らない期間でこれを延長することができる。
- 3 法律に別段の定めのある場合を除き、第13条第1項所定の事由が生じなかった場合には、認可証保有者の申請のみに基づいて、3日以内に特別認可証の期間を延長する。
- 4 特別認可証の条件又は要求に違反した場合には、特別認可証の期間は、これを延長しない。

#### 第7条 特別認可証の授与手続

- 1 法律に別段の定めのある場合を除き、第15条所定の特別認可証は、国家行政関連中央機関がこれを授与する。
- 2 法律に定めた場合には、食料目的の活動は、認可証を取得したことに基づいてこれに従事する。
- 3 関係する種類の経済活動にかかわる特別認可証と関連する詳細な手続は、これをそれぞれの法律により調整する。
- 4 権限を有する機関は、必要であると認める場合には、選抜に基づいて特別認可証を授与することができる。

#### 第8条 禁止すべき経済活動

- 1 モンゴル国の領域において次の種類の経済活動に従事することは、これを禁止する。
  - (1) 阿片又は法律に別段の定めのある場合を除き、麻薬を生産し、輸入し、又は販売すること。
  - (2) わいせつな行為を組織し、又はこれを任意の形式により伝達し、若しくは支援すること。
  - (3) カジノ活動に従事すること。
  - (4) 多段階マーケティング又はピラミッド・システムの方法により欺罔して利益を取得する活動

2 前項第(3)号は、自由地区に関する法令には属しない。

第9条 特別認可証を授与するのにおよぶべき原則及び要求

1 権限を有する機関は、特別認可証を授与するのにおよぶべき原則による。

- (1) 国を防衛し、及び安全を保障し、並びに公共権益又は法的利益を保護すること。
- (2) 経済活動に従事する適切な環境を組成すること。
- (3) 透明であり、機動的であること。
- (4) 法律所定の場合にのみ特別認可証を授与すること。

第10条 特別認可証を授与する機関の権限

1 特別認可証を授与する権限を有する機関は、次の権限を有する。

- (1) 法律所定の条件及び手続に従い特別認可証を授与する権限
- (2) 特別認可証を登記する権限
- (3) 特別認可証の条件及び要求を履行することについて監督を行う権限
- (4) 特別認可証を停止させ、又は回復させる権限
- (5) 特別認可証を延長し、又は失効させる権限

第11条 特別認可証を取得するのにおよぶべき文書

1 特別認可証を申請する者は、次の文書を具備する。

- (1) 特別認可証の申請書（従事する生産又はサービスの種類及び期間を定めて申請する。）
- (2) 特別認可証を申請する者が法人である場合には、国家登記証
- (3) 特別認可証を申請する者が個人である場合には、公民身分証の写し（文書を受領する権限を有する者は、写しを原本と対照し、写しが真正であることに関する記録を無償で作成する。）。郵便により送付する場合には、公証人をして証明させた写し
- (4) 印紙税を納付した旨の証憑
- (5) 関係する生産又はサービスの特徴による法律所定のその他の文書
- (6) 第15条第5項第(7)号及び第(8)号、第15条第6項第(1)号ないし第(3)号及び第(5)号、第15条第8項第(3)号、第(8)号、第(18)号及び第(20)号、第15条第10項第(4)号ないし第(6)号及び第(14)号、第15条第11項第(1)号及び第(2)号並びに第15条第12項第(1)号ないし第(6)号所定の経済活動に従事するのにおよぶことは、アイマク又は首都の政府の首長の意見を取得した旨の文書

2 前項所定以外の文書、納付金又は徴収金は、これを要求することができない。

3 第15条第10項第(5)号又は第(6)号所定の経済活動に従事することに関する特別認可証を授与するのにおよぶことは、アイマク又は首都の首長が意見を30日以内に地質及び採鉱に係る事項を所管する国家行政機関に対し送付しなかった場合には、認可したものとみなす。

第12条 特別認可証の授与

1 特別認可証を授与する権限を有する機関は、特別認可証申請書及び関連するその他の文書を審査し、特別認可証を授与するか否かに関する事項を申請書を受領した日後21業務日以内に決定する。ただし、法律に別段の定めのある場合を除く。

2 特別認可証の授与を拒絶した場合には、根拠を記載して書面により回答を与える。

3 特別認可証を授与する権限を有する機関は、必要のある場合には、申請書提出者の文書を関連する機関をして精査させ、究明を行わせる権限を有する。

4 究明を行わせる場合には、申請を処理すべき期間を14日延長することができる。

5 第15条第10項第(17)号所定の特別認可証は、関連する専門委員会の成員が法人に

対しこれを授与する。

#### 第13条 特別認可証の停止

- 1 特別認可証の期間、条件又は要求に違反した場合には、専門的監督機関の結論に基づいて、特別認可証を授与した機関は、これを3か月までの期間において停止させることができる。
- 2 特別認可証を授与する権限を有する機関は、停止決定について特別認可証保有者及び所轄の税務当局に対し3日以内に書面により通知する。
- 3 特別認可証を授与した機関は、特別認可証の適用を停止させた事由が消滅した場合には、当該特別認可証を回復させる。

#### 第14条 特別認可証の失効

- 1 特別認可証を授与した機関は、次の場合には、特別認可証を失効させる。
  - (1) 特別認可証保有者が申請を提出した場合
  - (2) 法人が解散した場合
  - (3) 特別認可証を取得するのにおいて、虚偽の文書を作成したことが確定された場合
  - (4) 特別認可証の条件又は要求につき多回にわたり、又は重大に違反した場合
  - (5) 特別認可証を停止させた期間において違反を消滅させることについて課された要求を実行しなかった場合
  - (6) (失効)
- 2 特別認可証を失効させたことに関する決定について、特別認可証を授与した機関は、決定を発出した後3日以内に特別認可証保有者及び所轄の税務当局に対し書面により通知する。

#### 第15条 特別認可証により従事する経済活動の種類

- 1 この条所定の経済活動は、特別認可証によりこれに従事する。
- 2 銀行活動のためのもの
  - (1) 銀行を設立し、銀行活動に従事すること。
  - (2) (失効)
- 3 銀行以外の金融活動のためのもの
  - (1) 銀行以外の金融活動に従事すること。
  - (2) 取引に係る保険活動に従事すること。
  - (3) 保険の専門的参加者としての活動に従事すること。
  - (4) 銀行以外の者が預金又はローンの活動に従事すること。
  - (5) 有価証券市場において規制を伴う活動に従事すること。
  - (6) 財産により担保した有価証券を発行すること。
  - (7) 担保付有価証券の財産ポートフォリオの登記を審査する者としての活動に従事すること。
  - (8) 財産により担保した有価証券と結合させて財産を信託管理する活動に従事すること。
  - (9) ローン情報に係る活動に従事すること。
- 4 財務又は経済のためのもの
  - (1) 社会保険活動に従事すること。
  - (2) 監査活動に従事すること。
  - (3) 有価証券を作成すること。
  - (4) 賞品・賞金付宝くじを発行すること。
  - (5) (失効)

- (6) (失効)
- (7) 税関仲立人の活動に従事すること。
- (8) 税関保税地域において活動に従事すること。
- (9) 財産評価を行うこと。
- (10) 税務公認コンサルタント・サービスに従事すること。

#### 5 適法性のためのもの

- (1) 公証活動に従事すること。
- (2) 火器又は銃弾を輸入し、公衆に販売すること。
- (3) 火器又は火器と同様な用具を生産すること。
- (4) 火器の銃弾を生産し、装弾すること。
- (5) 火器の銃弾を輸入し、公衆に販売すること。
- (6) 火器又は銃弾を使用してスポーツ・訓練活動に従事すること。
- (7) 法人に対する警備保障活動に従事すること。
- (8) 有償の予想ゲーム又はギャンブリング活動に従事すること。
- (9) 印章又はスタンプを生産すること。

#### 6 環境のためのもの

- (1) オゾンを分解する物質又はこれを含む製品を輸入し、販売し、又は使用すること。
- (2) 爆発物以外の化学有害物質又は化学危険物質を生産すること。
- (3) 爆発物以外の化学有害物質又は化学危険物質を輸入し、若しくは輸出し、又は国境を経由して運送し、使用し、販売し、若しくは廃棄すること。
- (4) (失効)
- (5) 基準により受忍限度を確定していない汚染物質を大気に排出すること。
- (6) 環境に影響を及ぼす状態の詳細な評価を行うこと。
- (7) 環境に特別な危害をもたらすおそれのある影響を有する化学有害物質又は化学危険物質を輸入し、若しくは販売し、又はそのサービスに従事すること。

#### 7 教育、文化又は科学研究のためのもの

- (1) 総合大学、専門大学又はカレッジの活動に従事すること。
- (2) 修士又は博士等級を授与する教育に従事すること。
- (3) 歴史的又は文化的な比類のない価値があり、又は価値がある記念物を国境を経由して出入すること。
- (4) 高等教育の新たな専門分野について教学を展開すること。
- (5) 専門技能教育又は教学の活動に従事すること。
- (6) 専門技能教育又は教学に係る新たな専門分野について教学を展開すること。
- (7) 外国において教育を受けさせ、又は教学に参加させる仲介サービス
- (8) 国際的指導プログラム教学を有する普通教育学校又は普通教育実験学校を設立すること。
- (9) 外国の投資を有する幼稚園又は学校を設立すること。
- (10) 文化的遺産を再生してメンテナンスし、又は古生物学若しくは考古学的探査、発掘若しくは研究を行うこと。

#### 8 燃料又はエネルギーのためのもの

- (1) (失効)
- (2) エネルギー資源又はライン・ネットワークを据え付けて建設すること。
- (3) エネルギーを生産し、輸送し、ディスパッチすることに係る調整を行い、配送し、供給し、又は販売する活動に従事すること。

- (4) (失効)
- (5) 炉、圧力容器又はパイプラインの組み付け又はメンテナンス・サービスに従事すること。

#### 9 社会保障又は労働管理のためのもの

- (1) 外国へ労働力を派遣し、外国から労働力を受け入れ、又は労働に従事させることについて個人に対し仲介サービスを取り扱うこと。

#### 10 生産又は販売のためのもの

- (1) (失効)
- (2) 貴金属又は宝石をもって財物を作る生産に従事すること。
- (3) (失効)
- (4) 爆発物又は爆破用具を輸入し、輸出し、販売し、若しくは生産し、又は爆破作業を展開すること。
- (5) 鉱物の探査を行うこと。
- (6) 鉱物を利用すること。
- (7) (失効)
- (8) (失効)
- (9) (失効)
- (10) (失効)
- (11) (失効)
- (12) アルコール飲料を輸入すること。
- (13) 石油製品の生産に従事すること。
- (14) たばこを輸入すること。
- (15) 金属を製錬し、又は機械の生産に従事すること。
- (16) 生産及び技術パークの活動に従事すること。
- (17) すべての種類の燃料を輸入し、又は卸売り若しくは小売りの販売に従事すること。
- (18) 石油を探査すること。
- (19) 非在来型石油を探査すること。
- (20) 石油を利用すること。
- (21) 非在来型石油を利用すること。

#### 11 食料又は農業のためのもの

- (1) たばこ植物を栽培し、又はたばこを生産すること。
- (2) 乳製品をもって蒸留し汁液アルコール以外のアルコール飲料を生産すること。
- (3) 栽培植物の果実を生産すること。
- (4) 家畜用薬品又は医療用具を生産し、又は輸入すること。
- (5) (失効)
- (6) 植物を保護するのにおいて使用する物質を輸入し、又は販売すること。
- (7) 新たに実現し、若しくは外国から取得した家畜若しくは動物の薬品、種若しくは胚を生産若しくはサービスにおいて普及させ、又は外国から改良種である家畜若しくは動物を取得し、若しくは多産の家畜若しくは動物を外国へ送り出すこと。
- (8) (失効)
- (9) (失効)

#### 12 健康のためのもの

- (1) (失効)

- (2) 人の薬品又は治療に係る用具、器具、設備又は人工器官を製造し、販売し、又は輸入すること。
  - (3) 医療救助を供与するすべての種類のサービスに従事すること。
  - (4) 昏睡させ、若しくは精神に影響を及ぼす薬品、物質若しくはこれらの先駆物質若しくは薬品の生産若しくは販売に従事し、又はこれらを輸入し、若しくは輸出すること。
  - (5) (失効)
  - (6) 病原菌又はその毒薬を繁殖させ、栽培し、保存し、貯蔵し、運送し、販売し、又は国境を経由して出入させること。
  - (7) (失効)
  - (8) 家庭内の虫又はねずみ類を消滅させ、又は消毒するサービス
  - (9) バイオ活性化作用を有する製品を輸入し、生産し、又は供給するサービスに従事すること
  - (10) (失効)
  - (11) 国の範囲内の、又は外国の投資を伴う健康組織が専門的活動を展開すること。
- 13 著作権又はパテントのためのもの
- (1) 知的財産の受任代理人(訳注:「弁理士」を意味する。)として活動すること。
  - (2) (失効)
- 14 建築又は都市建設のためのもの
- (1) (失効)
  - (2) (失効)
  - (3) エレベーター又はクレーンの据付け又はメンテナンス・サービスに従事すること。
  - (4) (失効)
  - (5) 公共ファシリティの生産又はサービスに従事すること。
  - (6) 建築プロジェクトの設計草案を立案し、建築据付業務に従事し、又は建築材料の生産若しくは引上げ装置若しくはその部品の生産、据付け若しくはメンテナンス・サービスに従事すること。
  - (7) 測量又は製図に係る生産又はサービスに従事すること。
  - (8) (失効)
- 15 道路、運送又はツーリズムのためのもの
- (1) 鉄道基礎構造を建設し、又は使用すること。
  - (2) 民間航空活動に従事すること。
  - (3) 鉄道運送活動に従事すること。
  - (4) 自動車道路又は道路施設を建設し、又はメンテナンスすること。
  - (5) 自動車運送手段について技術的検査を行う業務に従事すること。
  - (6) (失効)
  - (7) (失効)
  - (8) (失効)
  - (9) 水路運送サービスに従事すること。
  - (10) (失効)
  - (11) 鉄道基礎構造又は車両を生産し、据え付け、又はメンテナンスすること。
  - (12) 運送手段の国家ナンバー・プレートを生産すること。
- 16 情報、通信又はテクノロジーのためのもの
- (1) 無線周波数又は無線周波数帯を使用すること。

- (2) 通信サービス・ネットワークを建設し、又はその使用若しくはサービスに従事すること。
- (3) コンテンツ・サービスに従事すること。
- (4) デジタル署名証明を授与すること。

#### 17 標準化又は度量衡のためのもの

- (1) 測定用具を生産し、据え付け、メンテナンスし、又は販売すること。

#### 18 放射性鉱物又は核エネルギーのためのもの

- (1) 核施設を建設し、変更し、更新し、又は使用から退出させること。
- (2) 核施設を使用すること。
- (3) 核物質を保有し、又は使用すること。
- (4) 核物質を輸入し、輸出し、若しくは運送し、又は廃棄物を埋蔵すること。
- (5) 放射性鉱物を探査し、又は開発すること。
- (6) 放射性鉱物を使用すること。
- (7) 放射性鉱物を輸入し、輸出し、若しくは運送し、又は廃棄物を埋蔵し、若しくは使用後に土地を再生すること。
- (8) 放射線発生器を保有し、使用し、販売し、据え付け、配置し、リースし、生産し、使用から退出させ、解体し、保管し、運送し、輸入し、若しくは輸出し、又は廃棄物を埋蔵し、若しくは安全化し、若しくはこれに関連するその他の活動

### 第 16 条 アイマグ、首都、ソム若しくはドゥーレグの政府の首長又は専門的監督機関が認可証を授与する経済活動の種類

1 次の経済活動への従事については、専門的監督機関が特別認可証を授与する。

- (1) (失効)

2 次の経済活動への従事については、アイマグ又は首都の政府の首長が特別認可証を授与する。

- (1) (失効)
- (2) 健康に係る組織が専門的活動を展開すること。
- (3) (失効)
- (4) 普通教育学校又は幼稚園を設立すること。
- (5) アルコール飲料を販売し、又はそれによりサービスすること。
- (6) 美容整形サービス
- (7) 普遍的に分布する鉱物を探査し、又は利用すること。

3 次の経済活動への従事については、ソム又はデューレグの政府の首長が特別認可証を授与する。

- (1) 大気に汚染をもたらす物質を排出し、物理的害のある影響を及ぼす生産に従事し、又はインフラストラクチャー用資源を利用すること。
- (2) (失効)
- (3) (失効)
- (4) たばこを販売すること。

4 自由地区の行政管理者は、第 2 項第(2)号、第(5)号及び第(6)号並びに前項第(4)号所定の特別認可証を授与する。

## 第 3 章 その他の規定

### 第 17 条 特別認可証の授与と関連する紛争の解決

1 特別認可証の授与と関連する紛争は、これを特別認可証を授与する権限を有する機関の関連する上級の機関に対し提出して解決させ、かつ、解決に同意しない場合に



は、裁判所に対し訴えを提起することができる。

#### 第18条 特別認可証の授与に関する法令違反者に対して引き受けさせるべき責任

1 この法律に違反した故意又は過失のある者に対して刑事責任を引き受けさせない場合には、裁判官又は権限を有する国家監察官は、違反の性質を考慮して次の行政処罰を科する。

- (1) 第15条又は第16条所定の経済活動に特別認可証なくして従事した場合には、不法に取得した所得を没収し、故意又は過失のある個人には2万ないし5万トゥグルグの、法人には10万ないし25万トゥグルグの罰金を科する。
- (2) 第7条第2項に違反した場合には、不法に取得した所得を没収し、故意又は過失のある個人には2万ないし5万トゥグルグの、法人には10万ないし25万トゥグルグの罰金を科する。
- (3) 第5条第3項に違反した個人には2万ないし5万トゥグルグの、公務員には3万ないし6万トゥグルグの、法人には10万ないし25万トゥグルグの罰金を科し、特別認可証を失効させる。
- (4) 虚偽の文書を具備して特別認可証を取得した場合には、不法に取得した所得を没収し、故意又は過失のある個人には2万ないし5万トゥグルグの、法人には10万ないし25万トゥグルグの罰金を科し、特別認可証を失効させる。
- (5) 第6条第3項、第11条第2項、第12条第1項、第12条第4項、第13条第2項又は第14条第2項に違反した公務員には、3万ないし6万トゥグルグの罰金を科する。
- (6) 第15条第10項第(7)号所定の特別認可証保有者が特別認可証の条件又は要求に違反した場合には、1000万ないし2000万トゥグルグの罰金を科する。

#### 第18条 法律違反者に対して引き受けさせるべき責任 (2016年9月1日施行予定)

1 第6条第3項、第11条第2項、第12条第1項若しくは第4項、第13条第2項又は第14条第2項の定めに違反した公務員に対しては、国家公務に関する法律所定の責任を引き受けさせる。

2 この法律に違反した個人又は法人に対しては、刑法又は行政的違法行為に関する法律所定の責任を引き受けさせる。

#### 第19条 法律の発効

1 この法律は、2002年1月1日から施行する。

(モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：吉川景司 事務局長：大牟田啓)